

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和8年2月17日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3321号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「特定個人の老人ホームに入るに至った経緯が分かる文書全て及び老人ホームに入った後のこと」が記されている文書全ての保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3321号】

2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	実施機関
3321	令和6年11月20日	令和6年12月10日	令和7年1月24日	令和7年2月20日	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3321	「特定個人の老人ホームに入るに至った経緯が分かる文書全て及び老人ホームに入った後のこと」が記されている文書全て（以下「本件保有個人情報」という。）	保有個人情報不開示 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項に定める開示請求権を有するとは認められない (開示請求者本人以外の第三者の個人に関する情報であって、開示請求者本人の情報ではないことから、法第76条第1項に定める、当該保有個人情報に係る開示請求権を有するものとは認められないため。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3321	<p>《高齢者支援に係る事務について》</p> <p>横浜市では、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）に基づき、地域における福祉サービス及び保健サービスの提供を一体的に展開するため、福祉保健センターを設置している。</p> <p>福祉保健センターでは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく高齢者の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、及び相談に応じ、並びに必要な調査及び指導を行い、並びにこれに付随する業務を行っている。</p>

答申番号	判断の要旨
3321	<p>旭区福祉保健センター高齢・障害支援課では、旭区内に居住のある高齢者の福祉及び支援に関する業務を担当しており、日常生活を営むに当たり支援を要する者の在宅生活、施設・入院生活等を支援するために必要な記録と情報を整理し、組織的な対応を図るために、横浜市在宅援助記録票に係る事務取扱要綱（平成31年4月制定）に基づき、在宅援助記録票を作成している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件開示請求書の記載から、審査請求人以外の特定個人の在宅援助記録票と解される。</p> <p>《開示請求権について》</p> <p>審査請求人は、審査請求人以外の特定個人の在宅援助記録票の開示を求めており、他者の保有個人情報を指定して開示を求めたものである。そうすると、本件保有個人情報は、開示請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報ではない。</p> <p>したがって、審査請求人は、開示請求権を有するとは認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 国生 Tel 045-671-3881